



# 島根県報

令和4年6月28日（火）

第 323 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県原爆死没者慰霊等事業費補助金交付要綱の一部改正	（健康推進課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中小企業課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ 〃 ）	5
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（森林整備課）	6
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ 〃 ）	9
知事管理漁獲可能量の設定	（水産課）	10

### 【公 告】

島根県医療的ケア児支援センター運営事業委託業務に係る提案競技の実施	（障がい福祉課）	10
公共測定の終了	（技術管理課）	13

### 【特定調達公告】

島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（人 事 課）	13
--------------------------------------	---------	----

### 【教委公告】

県立学校校内LANサーバ基盤賃貸借業務に係る提案競技の実施	（教育施設課）	14
-------------------------------	---------	----

---

**告 示**

---

**島根県告示第480号**

島根県原爆死没者慰霊等事業費補助金交付要綱（平成4年島根県告示第402号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（補助金の支払）

**第7条** 知事は、第3条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までに島根県原爆死没者慰霊等事業費補助金概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

様式第1号から様式第4号までの様式中「@」及び「平成」を削る。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

## 様式第5号（第7条関係）

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

申請者

代表者の氏名

## 年度原爆死没者慰霊等事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定があったこの補助金について、概算払を下記のとおり請求します。

## 記

補助金の請求金額	金	円
内訳 交 付 決 定 額	金	円
概算払受領済額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
残 額	金	円

## 附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

## 島根県告示第481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

令和 4 年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ松江店 島根県松江市東津田町1888番1外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番39号

## (3) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目 5 番80号

(変更後) 株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番39号

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目 5 番80号

(変更後) 株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番39号

## (4) 変更の年月日

平成24年10月 1 日

## 2 届出年月日

令和 4 年 6 月 15 日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

**島根県告示第482号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ニトリ出雲店 島根県出雲市白枝町字南芦田990番2外

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

**(3) 変更した事項****ア 大規模小売店舗を設置する者の住所**

（変更前）株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

（変更後）株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

**イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所**

（変更前）株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

（変更後）株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

**(4) 変更の年月日**

平成24年10月1日

**2 届出年月日**

令和4年6月15日

**3 届出及び添付書類の縦覧場所**

出雲市経済観光部商工振興課（出雲市今市町70）

**4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等****(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

**(2) 意見書に記載すべき事項**

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

**(3) その他**

意見書に記載する氏名は、自署によること。

**島根県告示第483号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ出雲店 島根県出雲市白枝町字南芦田990番2外

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物敷地内：65台

(変更後) 建物敷地内：80台

建物敷地北東側：52台

#### イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 1か所：建物敷地内駐車場

(変更後) 2か所：建物敷地内駐車場

1か所：建物敷地北東側駐車場

### (4) 変更する年月日

令和5年2月16日

## 2 届出年月日

令和4年6月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課（出雲市今市町70）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

## 島根県告示第484号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年6月28日

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第485号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

---



- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第486号**

令和4年島根県告示第213号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町河内873-3	板倉 ハナ

**島根県告示第487号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和4年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量

令和4年6月28日 公表

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

## 1 島根県に配分された漁獲可能量

12,800トン

## 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	12,300トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

**公 告**

島根県医療的ケア児支援センター運営事業委託業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

令和4年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 提案競技に付する事項

## (1) 名称

島根県医療的ケア児支援センター運営事業委託業務

## (2) 仕様

島根県医療的ケア児支援センター運営事業提案競技に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (3) 期間

契約の日から令和5年3月31日まで

## (4) 提案価格の上限額

10,837千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

委託業務実施期間が1年間（12ヶ月）の場合の上限額であり、契約額は実際の委託業務実施期間等に応じて調整する。

提案書に基づく委託事業の全てが含まれるとともに、支援センターの開設にあたり必要となる経費（備品購入費、施設修繕費等）を含む。

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 島根県内に事業所を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (6) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (8) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技に係る書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

## 3 提案競技に係る質問書

- (1) 質問は期限までに質問書（様式4）を作成しFAX又は電子メールにより提出すること。なお、電話や口頭での質問は受け付けない。
- (2) 送付先  
FAX 0852-22-6687  
電子メール syogai-ryoiku@pref.shimane.lg.jp
- (3) 提出期限は、令和4年7月5日（火）午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和4年7月8日（金）までに、本県公式ウェブサイトの障がい福祉課ホームページにおいて公表する（質問者の氏名、名称等は公開しない。）。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

## 4 提案書等の提出

### (1) 関係書類の配布

提案競技要項、仕様書及び提案書作成要領については、令和4年6月28日（火）から島根県健康福祉部障がい福祉課の窓口又はホームページにて配布する。

### (2) 提出書類及び部数

- ア 提案書等届出書（様式1） 1部
- イ 宣誓書（様式2） 1部
- ウ 提案書（様式3） 10部
- エ 経費見積書（任意様式） 1部

### (3) 提案書等の内容

提案書作成要領及び仕様書による。

(4) 提案書等の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和4年7月15日（金）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

9に同じ。

5 提案の選定

(1) 選定方法

ア 別に定める審査会において、あらかじめ定めた審査基準に従い、厳正な審査を行い、最も高い評価点を得た者を契約予定者として選定する。

イ 審査基準

提案協議要項による。

ウ 審査会による審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(2) 審査結果の通知

審査が終了次第、全ての提案者に文書で通知する。

6 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(5) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

7 契約

(1) 契約方法

審査会で選定された者を業務委託予定者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

契約に当たっては、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第14条第1項の規定により、指定を行う。

(2) 契約内容

業務委託予定者と協議の上、提案書を踏まえたものとする。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議のうえ定める。

8 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。

- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して原則非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

9 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部障がい福祉課 療育・相談支援グループ

電話 0852-22-6527

F A X 0852-22-6687

電子メール syogai-ryoiku@pref.shimane.lg.jp

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年5月27日に終了した旨出雲県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年3月23日から同年5月31日まで

3 作業地域

出雲市佐田町高津屋地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年5月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

しまねSC共同企業体

代表者 富士通 J a p a n 株式会社山陰支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

30,491,846円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

## 教 育 委 員 会 公 告

県立学校校内LANサーバ基盤賃貸借業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和4年6月28日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

県立学校校内LANサーバ基盤賃貸借業務

(2) 仕様

県立学校校内LANサーバ基盤賃貸借業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間及び納期

ア 開発期間

契約の日から令和4年12月1日まで

イ 賃貸借期間

令和5年2月1日から令和10年1月31日まで

(4) 提案上限額

70,433,887円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

賃借料は賃貸借期間中、1か月毎に支払うこととする。受注者は契約金額決定後、契約締結前までに賃借料の月額を記載した「資金計画」を提出し、県の確認を得ることとする。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 過去10年以内に都道府県教育委員会または市区町村教育委員会において、学校等を対象とした校内LANサーバ基盤の導入及び運用保守を行った実績があり、これを証明できる者であること。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の氏名
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (サ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の契約不適合責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからケまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

## 3 提案競技説明手続

### (1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和4年6月28日（火）から令和4年7月8日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁分庁舎2階） 島根県教育委員会教育施設課施設整備グループ

ウ 配布手続

守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で配布する。

### (2) 提案競技説明会

開催しない。

## 4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の

提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 担当者届 1部
- (8) 納入実績書 1部
- (9) 第三者賃貸借契約の申請書 1部（落札した場合に第三者をして貸し付けしようとする場合のみ）
- (10) 提案書提出書 1部
- (11) 提案書 7部
- (12) 見積書 1部

#### 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

##### (1) 提出方法

郵送又は持参による。

##### (2) 提出期限

ア 4の(1)から(9)までの書類については、令和4年7月27日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(10)から(12)までの書類については、令和4年8月8日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

##### (3) 提出先

郵便番号 690-8502

島根県松江市殿町1番地 島根県教育委員会教育施設課施設整備グループ

電話 0852-22-6789 F A X 0852-22-6016

電子メール shisetsu@pref.shimane.lg.jp

#### 6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和4年7月8日（金）午後5時までとする。

##### (3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和4年7月14日（木）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

#### 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和4年8月1日（月）までに、郵送にて通知する。

#### 8 選定方法

(1) 県立学校校内LANサーバ基盤賃貸借に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。



- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリング及びプレゼンテーションを行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) ヒアリング及びプレゼンテーションの日程は、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
  - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
  - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

#### 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 10 契約

##### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

##### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

##### (3) 前金払

前金払は、行わない。

##### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

#### 11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提出書類の修正を求められた際には応じること。

#### 12 問合せ先

5の(3)に同じ。

#### 13 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する

---

年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することができるものとする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required : Lease and maintenance of hardware and software for the Internet system (the Server Units) : 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 8 August 2022 (Applications by mail must arrive at the office above by 3 : 00 p.m. August 8 , 2022)
- (3) For further details contact : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502  
Telephone : 0852-22-6789